○総務省令第七十五号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十六日

総務大臣　山本　早苗

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「1.1005813」を「1.0039054」に改め、同条第五項中「1.0985946」を「1.0038028」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第七十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十六日

総務大臣　山本　早苗

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「〇・二三六〇」を「〇・二〇一九」に、「〇・九九八四三〇〇」を「〇・九九一七六八八」に改め、同号中ホを削り、ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十七年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第一条第一項第二号中「〇・二〇七三」を「〇・一八四五」に、「〇・九九一四五九八」を「〇・九七一〇七二」に改め、同条第二項中「一兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円」を「二兆千七百一億千九百三十九万四千円」に改め、同条第三項中「一兆九千三百二十六億五千百二十六万八千円」を「一兆六千百七十八億九千十万六千円」に改める。

第二条第二項中「〇・二〇七三」を「〇・一八四五」に、「〇・九九一四五九八」を「〇・九七一〇七二」に改め、同条第四項中「平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日」を「平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日」に、「平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日」を「平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日」に、「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」を「平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日」に、「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」を「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」に、「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」を「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」に改め、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　平成二十七年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第七十四号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第四条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.550	0.4070
同上0.20以上0.30未満のもの	1.100	0.2970
同上0.30以上0.40未満のもの	2.310	−0.0660
同上0.40以上0.50未満のもの	3.630	−0.5940
同上0.50以上0.60未満のもの	5.500	−1.5290
同上0.60以上0.70未満のもの	7.260	−2.5850
同上0.70以上のもの	7.920	−3.0470

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率				等			
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他			
	A	B	A	B	A	B		
補正指数が0.10未満のもの	0.9244	0.6471	0.6240	0.1849	0.4160	0.1849		
同上0.10以上0.20未満のもの	0.9244	0.6471	0.8088	0.1664	0.7072	0.1558		
同上0.20以上0.30未満のもの	1.3404	0.5639	1.1555	0.0970	0.9983	0.0975		
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8488	0.4114	1.7332	−0.0763	1.5391	−0.0647		
同上0.40以上0.50未満のもの	3.4665	−0.2357	2.8656	−0.5292	2.4959	−0.4473		
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8531	−0.9289	4.1135	−1.1532	3.6190	−1.0089		
同上0.60以上0.70未満のもの	6.7481	−2.0659	6.4708	−2.5676	5.7312	−2.2762		
同上0.70以上0.80未満のもの	8.5506	−3.3277	9.0128	−4.3470	8.6893	−4.3468		
同上0.80以上0.90未満のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3471	8.6893	−4.3468		
同上0.90以上1.00未満のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3470	8.7817	−4.4300		
同上1.00以上のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3470	8.7817	−4.4300		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。